所有者等の探索の開始等について (お知らせ)

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月13日 福島地方法務局相馬支局 登記官 志賀富士夫 記

意見又は資料の提出先

〒960-8021 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 福島地方法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室

電話:024-534-2048

又は

〒976-0015 相馬市塚ノ町1丁目12番地1 福島地方法務局相馬支局

 $0\ 2\ 4\ 4 - 3\ 6 - 3\ 4\ 1\ 4$

	所在	地番	地目	地積
1	相馬市山上字塩手下	71-1	山林	1529
2	相馬市山上字横川	172-2	原野	19
3	相馬市山上字横川	95-2	墓地	24
4	相馬市山上字荻平	36-1	山林	179
5	相馬市山上字茄子小田	125-3	山林	741
6	相馬市山上字間ノ次郎	85-2	墓地	21
7	相馬市山上字金谷原	222-2	原野	14
8	相馬市山上字金谷内	1-2	保安林	1093
9	相馬市山上字古内	27-2	墓地	173
10	相馬市山上字才ノ神沢	13-2	原野	213
11	相馬市山上字才ノ神沢	24-1	原野	26
12	相馬市山上字才ノ神沢	110	墓地	78
13	相馬市山上字山岸	405	墓地	134